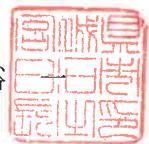


自生環第 550 号  
令和3年10月20日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

白石市長 山田 裕



(仮称) 白石越河風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について(送付)

令和3年9月17日付け環対第297号にて通知のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

担当：白石市市民経済部市民生活課  
環境対策係  
TEL 0224-22-1314  
FAX 0224-22-1316



## 別紙

### (仮称) 白石越河風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

事業を実施するにあたり、下記のとおり、懸念事項がありますので、事業者に対して、ご確認及びご指導くださるようお願いいたします。

#### I 全般的事項

1 宮城県では、平成30年5月に、風力発電事業者が適切に環境保全に配慮した風力発電の設置を円滑に推進することを目的として、県内全域を対象とし、環境保全等を優先すべきエリアや風力発電導入の可能性を有しているエリアをマップ化する「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」を策定したところである。

この「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」によれば、今回事業が予定されている想定区域は、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域に該当する区域が多く含まれる。また、それら以外の区域でも、自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域となっている。

のことから、事業実施区域が、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域に該当する区域として整理されている状況を適正に分析し、仮に事業を実施した場合における環境影響と環境影響を回避又は十分に低減する方法及びその根拠について、具体的に記載すること。

なお、自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域であっても、法律要件に抵触しないことをもって安易に事業実施区域に選定するのではなく、各種法令の趣旨及び社会的な調整が必要な背景を鑑みた上で、適切に事業実施区域を選定すること。

2 事業実施区域の選定にあたっては、風況や社会的側面（土地利用規制、土地利用状況、連系可能な送電線の位置、輸送道路の有無など）を優先することなく、また、事業実施区域だけに止まらず、事業実施区域周辺の環境面にも影響がないよう適切な環境影響評価を行い、事業実施区域を選定すること。

また、検討にあたっては、環境影響の回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討するがないようにすること。

3 事業実施区域に近い区域では「(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業」及び「(仮称) 福島北風力発電事業」が計画されていることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目については、当該事業者が計画する事業と本事業との累積的な環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が認められる場合には、本事業の位置、規模及び風力発電設備の配置等を含めて、事業計画を再検討すること。

4 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、

予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。

5 次の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、事業実施区域及び風力発電基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## II 個別事項

### (1) 騒音及び低周波音

騒音及び低周波音に対する住民からの苦情は、風力発電設備の定格出力、風力発電設備の設置基数、総出力が大きくなるほど発生割合が高くなる傾向があり、建設前に実施した環境影響評価における予測結果よりも、実際の騒音レベルの方が大きい事例や、風車から1km程度離れている住民から眠れない等の苦情が寄せられている事例がある。

また、事業実施区域は山間部であるため、気象条件や地形の影響による不確実性が大きくなること、地上より相当程度高い位置に広がりを持った音源がある、強風時に発生音が大きくなるなどの特性を有していると考える。

今回予定している事業計画は、風力発電設備の定格出力、風力発電設備の設置基数、総出力のすべてが大きく、自然豊かで閑静な地域に計画していることを踏まえると、風力発電設備稼働に伴い地域住民からの苦情の発生割合が高くなることが予想される。さらに、事業実施区域に近い区域では、他に「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業」及び「(仮称)福島北風力発電事業」が計画されており、この事業計画に係る風力発電設備の定格出力、風力発電設備の設置基数を併せると、地域住民からの苦情の発生割合がさらに高くなることが予想される。

のことから、騒音及び低周波音に関する評価にあたっては、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」をもって一概に評価するのではなく、必要に応じ調査地点を追加するなど、適切に予測及び評価を行い、騒音及び低周波音による影響を回避又は十分に低減する方法を検討して適切な措置を講じること。

また、環境影響評価にあたっては、影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業」及び「(仮称)福島北風力発電事業」と本事業間での複合的な影響や、音の吸収、回折及び反射など様々な要素を考慮し、風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価する方法を検討して適切な措置を講じること。

なお、騒音・振動に関する予測結果については、書面での予測結果のみでは、地域住民が思い描くことが難しいため、各調査地点における夜間等における騒音・振動を実際に耳で体感できるよう、予測される音源や音量をスピーカーなどを通して提供するような方法を検討するとともに、地域住民等の求めに応じて、公開できるよう検討すること。

### (2) 景観

国定公園及び県

立自然公園の区域外だが、事業実施地域を含め、自然景観を求める観光客がいるため、眺望景観に留意すること。

### (3) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域周辺は、登山道、遊歩道等が存在しており、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。

のことから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は十分に低減する方法を検討して適切な措置を講じること。

### (4) 水質

事業実施想定区域及びその周辺地域は、市の水道水源保護条例に定める水道水源保護地域であり、多数の小規模水道原水取水口、複数の河川源流部及び沢筋等が点在し、農業用水への取水も行われている地域である。

また、湯元地区の取水地点からも近いため、事業実施想定区域の地下水が湯元の取水地点へと流れている可能性もある。

本事業の実施により工事中の土砂や濁水の発生、土地改変等に伴う発生土の流出にともなう水環境への影響が懸念されるため、水環境への影響を回避又は極力低減するよう必要な対策を講じること。

### (5) 動物

事業実施区域及び周辺では、特別天然記念物ニホンカモシカのほか、サル・イノシシ・クマ等の生息が確認されており、今後当該事業により尾根部が改変されることで、山の乾燥化や林内における切り開かれた空間の出現など、これらの種の生息環境が変化すると考えられる。

のことから、これらの種の生態系の現況を調査分析し、適切な環境保全措置を講じること。

事業実施区域内を餌場としているツキノワグマが確認されている。餌場が利用出来なれば周辺地域へ移動することとなり、市街地への出没する可能性が高くなることが予想される。

のことから、周辺地域住民の安全と農作物の被害が生じないよう対策を講じること。

なお、サル・イノシシ・クマについては、生息地の移動・変容による集落への二次的な影響の調査を行い、その影響を回避又は十分に低減する方法を検討すること。

また、ニホンカモシカについては、生息環境への影響を回避又は十分に低減する方法を検討することとしているが、なお次の事項に留意して事業を進めること。

- ・ニホンカモシカの移動経路の遮断・阻害には十分留意すること。

- ・ニホンカモシカと事業関係車両の接触を回避すべく十分な注意喚起を行うこと。

#### (6) 廃棄物、残土等

- 1) 工事に伴い発生する廃棄物について、各種法令等に基づき適正に処理する方法を検討するとともに、その具体的な方法について、評価書に記載すること。
- 2) 工事に伴う残土は発生しないと予測及び評価しているが、発生した場合の処理方法を検討するとともに、その具体的な方法について、評価書に記載すること。
- 3) 事業終了後の設備の撤去、処分方法について、各種法令等に基づき適正に処理する方法を検討するとともに、その具体的な方法について、評価書に記載すること。
- 4) 事業終了後に伴い発生する廃棄物について、各種法令等に基づき適正に処理する方法を検討するとともに、その具体的な方法について、評価書に記載すること。

#### (7) その他

- 1) 開発面積が1,000m<sup>2</sup>を超える場合、白石市開発事業指導要綱の開発事業に該当する可能性があるため、市と協議すること。
- 2) 対象事業実施区域付近に農用地があることから、当該地を回避して事業実施を行うこと。また、事業実施において、農地等への影響が出た場合は、速やかに対処すること。  
事業期間中に問題等が発生した場合は、誠実に対応すること。
- 3) 電線の架空、埋設ルートの選定においては、自営線の設置により様々な影響が想定されることから、段階的に市と事前協議を行うこと。  
また、国土交通省ハザードマップポータルサイトで、土砂災害警戒区域等に指定された箇所を把握し、必要な措置を講じること。
- 4) 本事業計画の実施に伴う土砂、濁水の周辺河川等への直接流出は、下流域の調査を行い、適切な土砂流出防止対策及び維持管理等により確実に防ぐこと。  
近年は地球温暖化等に伴う気候変動により、突発的に降水量が増える傾向がある。土砂流出防止対策については、最近の雨量の状況を踏まえて、安全性を優先的に確保すること。  
工事中においては、掘削土の発生が予想されていることから、一時的な仮置き等がある場合は、適正な保全管理を徹底するとともに、降雨等により土砂、濁水等が流出しないように対策すること。  
土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域に指定された箇所を把握し、事業を実施すること。  
工事作業で利用する搬入路及び電線等の埋設ルートは、選定から完成後の維持管理について、担当課と事前協議を行うこと。
- 5) 工事期間中は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、粉塵、騒音、震動、悪臭等の公害防止について、各種法令等に基づき適正に処理する方法を検討しておくこと。
- 6) 雨水対策及び崩落等を防止するための措置、定期的な巡回の実施、異常個所の早期発見など、大規模災害も想定した防災対策に努め、被害が拡大することのないよう必要な措置を講じること。

また、消防署からの意見を反映することができるよう努めるとともに、地元消防団などに対する説明や区域内見学の実施など、関係者への理解に努めること。

- 7) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに事業を中止し、速やかに市に連絡すること。
- 8) 住民からの苦情等に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。
- 9) 工事開始決定後は速やかに地域住民への周知を行うこと。